

指定給水装置工事事業者の申請時・変更時の提出書類一覧

新規事項	提出書類	
	法人の場合	個人の場合
新規指定 (指定申請手数料 1件につき 10,430円)	① 指定給水装置工事事業者指定申請書 ② 機械器具調書 ③ 誓約書 ④ 定款又は寄附行為(原本証明を記載、代表者氏名及び押印) ⑤ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書) ⑥ 給水装置工事主任技術者免状の写し ⑦ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ⑧ 受領書	① 指定給水装置工事事業者指定申請書 ② 機械器具調書 ③ 誓約書 ④ 住民票の写し ⑤ 給水装置工事主任技術者免状の写し ⑥ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ⑦ 受領書
変更事項		
1 名称、住所又は代表者の氏名(注1)	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 誓約書(代表者の変更がある場合) ③ 定款又は寄附行為(原本証明を記載、代表者氏名及び押印) ④ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書) ⑤ 交付済の尼崎市指定給水装置工事事業者証 ⑥ 受領書	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 住民票の写し ③ 交付済の尼崎市指定給水装置工事事業者証 ④ 受領書 ※個人事業者の代表者の変更は新規指定となりますのでご注意ください。
2 役員の氏名(注1)	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 誓約書 ③ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)	/
3 尼崎市市内において給水装置工事を行う事業所の名称又は所在地(注1)	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
4 選任している給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号(注1)	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 給水装置工事主任技術者免状の写し	① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ② 給水装置工事主任技術者免状の写し
5 事業の廃止又は休止(注1)	① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 ② 交付済の尼崎市指定給水装置工事事業者証	① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 ② 交付済の尼崎市指定給水装置工事事業者証
6 事業の再開(注2)	① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書
7 給水装置工事主任技術者の新たな選任(交代、追加)又は解任(注3)	① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ② 給水装置工事主任技術者免状の写し(選任)	① 指定給水装置主任技術者選任・解任届出書 ② 給水装置工事主任技術者免状の写し(選任)

(注1) 定められた提出期限内(30日以内)に提出されなかった場合には、理由書の添付が必要。

(注2) 定められた提出期限内(10日以内)に提出されなかった場合には、理由書の添付が必要。

(注3) 給水装置工事主任技術者が欠けた時は、定められた提出期限内(14日以内)に提出しなければならない。

(注4) 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)、住民票の写しは、発行日から3か月以内のものを添付してください。